

新潟県選挙管理委員会規程第1号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年2月10日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（平成7年新潟県選挙管理委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後			改正前		
別表第2（老人ホーム）			別表第2（老人ホーム）		
市区町村名	老人ホームの名称	所在地	市区町村名	老人ホームの名称	所在地
(略)			(略)		
加茂市	(略) 特別養護老人ホーム 第三平成園 介護付有料老人ホーム <u>あさひガーデン</u> <u>かも寿楽園</u>	(略) 加茂市神明町1丁目7-1 <u>加茂市寿町8番17号</u>	加茂市	(略) 特別養護老人ホーム 第三平成園	(略) 加茂市神明町1丁目7-1
(略)			(略)		

附 則

この規程は、公布の日から施行する。